

## 工事請負契約約款 新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(略)</p> <p>第4条 (工事の変更、工期の変更)</p> <p>(略)</p> <p>4 乙は、工事の内容の追加又は変更、地盤改良工事、不可抗力、その他正当な理由がある場合、甲に対して工期の延長期間を提示し、甲はこれを承諾するものとする。<u>ただし、工事内容の追加又は変更が 乙の責に帰すべき事由によるものである場合には、この限りでない。</u></p> <p>(略)</p> <p>第10条 (損害の防止、第三者損害)</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>前2項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙がその処理、解決にあたる。ただし、乙だけで解決しがたいときは、甲は乙に協力する。</u></p> <p>(略)</p> | <p>(略)</p> <p>第4条 (工事の変更、工期の変更)</p> <p>(略)</p> <p>4 乙は、工事の内容の追加又は変更、地盤改良工事、不可抗力、その他正当な理由がある場合、甲に対して工期の延長期間を提示し、甲はこれを承諾するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10条 (損害の防止、第三者損害)</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>前項にかかわらず、施工について乙が善良な管理者としての注意義務を果たしても回避できない騒音、振動、地盤沈下、地下水の途絶等の事由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償する。</u></p> <p>(略)</p> |

第21条（請負人の中止権、解除権）

1（略）

三 前各号のほか、甲の責に帰すべき事由により工事が著しく遅延したとき。

（略）

2 乙の責によらない事由又は不可抗力により施工ができない場合、乙は、工事を中止することができる。

3 前2項の事由が解消したときは、乙は、工事を再開するものとし、甲に対し、必要に応じ工期の延長を提示し、甲はこれを承諾するものとする。

4（略）

一 第1項又は第2項による工事中止期間が2か月以上となったとき。

（略）

5 甲が支払を停止する…（略）…本契約を解除することができる。乙が工事を中止した場合において、本件事由が解消したときは、第3項を準用する。

6 乙は、第4項（ただし、第一号において、工事中止が第2項によるものであるときを除く。）又は第5項によって本契約を解除した場合、甲に対し、損害の賠償を請求することができる。

第21条（請負人の中止権、解除権）

1（略）

三 不可抗力などにより乙が施行できないとき。

（略）

2 第1項の中止事由が解消したときは、乙は工事を再開する。

3 第1項により中止された工事が再開された場合、乙は必要に応じて工期の延長を提示し、甲はこれを承諾するものとする。

4（略）

一 第1項の中止による工事中止期間が2か月以上になったとき。

（略）

5 甲が支払を停止する…（略）…本契約を解除することができる。乙が工事を中止した場合において、本件事由が解消したときは、第2項及び第3項を準用する。

6 第1項又は第4項の場合、甲に損害の賠償を請求することができる。